入札公告

次の入札公告および一般競争入札公告共通事項のとおり一般競争入札を実施するので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第148条の規定により公告する。

令和7年7月18日

福井県知事　杉本　達治

記

1　入札に付する事項

（1）案件名	福井産業技術専門学院　屋上西側防水修繕業務
（2）履行場所	福井産業技術専門学院
（3）仕様等	契約書（案）、仕様書のとおり
（4）契約期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
（5）入札方式	一般競争入札
（6）契約の種類	その他

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札公告共通事項2に記載のある事項のほか下記の事項について追加する。

（1）営業所の所在地	福井県内に、主たる営業所を有するものであること。
（2）必要な資格と資格の確認に関する必要書類	一般競争入札公告共通事項2に記載する技術的能力のほかに ①建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）に基づき、県発注の建築一式工事または防水工事の一般競争入札参加資格を有するものであること。（競争入札参加資格決定通知書の写し）
	②当該業務を行う体制を有すること。 ③平成17年度以降において、官公署等から塩ビシート絶縁工法による防水施工を含む工事を元請として受注し、履行した実績（共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体の代表者または出資の比率が20％以上の構成員としての実績に限る。）を有すること。（契約書の写し1部を添付すること）

3　入札参加資格確認申請時の提出資料

入札参加資格確認申請時には、下記の書類を提出すること。なお、資料の作成は入札情報サービスシステムにおいて、この入札公告とともに掲載されている様式を使用すること。

ア　入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる。紙入札者は入札公告様式による。）

イ　入札参加資格確認必要書類（以下に記載のとおり。なお、電子入札システム、持参または郵送（配達記録の残る書留郵便等）のいずれかの方法により提出すること。）

- 誓約書（様式4）
- 福井県競争入札参加資格決定通知書（写）
- 福井県内に、主たる営業所があることを証明する書類（会社概要書、任意様式）
- 業務実施体制（組織）図および緊急時連絡体制図（任意様式）
- 平成17年度以降において、官公署等から塩ビシート絶縁工法による防水施工を含む工事を元請として受注し、履行した実績（共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体の代表者または出資の比率が20％以上の構成員としての実績に限る。）を有することを証明する書類（様式5「実績調書」）

4　電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出(福井県が利用する電子契約ｻｰﾋﾞｽによる契約を希望する者に限る。)

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレスあて提出すること。

様式 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku intro d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail) :fukusan@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービス関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku intro.html

5　入札内訳書の提出

□ 求める

☑ 求めない

6　契約条項を示す場所および入札に関する事務を担当する機関等

〒910-0829　福井県福井市林藤島町20－1－3

福井県立福井産業技術専門学院　管理室

電話番号　0776-52-2120

FAX番号　0776-52-2121

※電子入札システムの操作に関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/buppin.html

7　入札の場所および日時に関する事項

手続等	期間・期日・期限等
入札参加資格確認申請書等の提出期間	令和7年7月18日(金) 午前9時から 令和7年7月25日(金) 午後5時まで
入札公告等の閲覧	令和7年7月18日(金) 午前9時から 令和7年7月25日(金) 午後5時まで
入札公告等に関する質問の受付期間	令和7年7月18日(金) 午前9時から 令和7年7月25日(金) 午前12時まで
入札書の提出期間	令和7年7月30日(水) 午前8時30分から午後5時まで 令和7年7月31日(木) 午前8時30分から午後4時まで
入札保証金の納付期間	令和7年8月1日(金) 午前9時から午前9時30分まで
紙入札者が申請書等・入札書を提出する場所	福井県立福井産業技術専門学院　管理室
開札日時	令和7年8月1日(金) 午前10時00分
開札の場所	福井県立福井産業技術専門学院　管理室

上記については、福井県の休日を定める条例(平成元年3月27日福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる県の休日(以下の各号に掲げる日)を除く。
1、日曜日および土曜日　　2、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
3、12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

8　前各号に掲げるもののほか、入札条件に関する事項

(1)この入札に関する税率について

税率は10%とする。(以下、「消費税および地方消費税」という。)

この税率は一般競争入札公告共通事項の「消費税および地方消費税」に反映するものとする。

(2)各項目に定めるもののほか、この入札に関し必要な事項は、一般競争入札公告共通事項に定めるところによるので、入札参加者は、一般競争入札公告共通事項を熟読の上、これらを遵守すること。

9　この入札において現場確認を希望するものは令和7年7月24日(木)午後4時00分までに

福井県立福井産業技術専門学院　管理室　森川、島田(0776-52-2120)まで連絡すること。(個別対応)

※全体での説明会等は行いません。

入札公告様式

- 様式1 「紙入札承認願」
- 様式2 「入札公告等に関する質問書」
- 様式3 「入札参加資格確認申請書(紙入札者用)」
- 様式4 「誓約書」
- 様式5 「実績調書」
- 様式6 「入札書(紙入札者用)」
- 様式7 「委任状(紙入札者用)」

別添

- 別添1 「契約書(案)」
- 別添2 「仕様書」
- 別添3 「設計書」
- 別添4 「建物配置図」
- 別添5 「建物工事仕様書」
- 別添6 「建物平面図」
- 別添7 「建物断面図」
- 別添8 「現地写真」

＜入札公告様式１＞

令和　　年　　月　　日

福井県知事　　杉本　達治　　様

所在地または住所
名称または商号
代表者氏名　　印

紙入札承認願

　下記１の電子入札による入札について、下記２の理由により、紙での入札を行うことを承認願います。

記

１　電子入札案件名
　　福井産業技術専門学院　屋上西側防水修繕業務

２　電子入札が行えない理由

＜入札公告様式２＞

入　札　公　告　等　に　関　す　る　質　問　書

福井産業技術専門学院
　管理室　　あて
ＦＡＸ：0776-52-2121

質問日：令和　　年　　月　　日

名称または商号：
担　当　者　名：
Ｔ　Ｅ　Ｌ　　：
Ｆ　Ａ　Ｘ　　：

入札書案件名
福井産業技術専門学院　屋上西側防水修繕業務

＜質問内容＞

質問受付期間：　　令和７年７月２５日（金）　　午前１２時まで

＜入札公告様式３＞紙入札者用

入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

福井県知事　　杉本　達治　　様

所在地または住所
名称または商号
代表者氏名　　印

令和７年７月１８日付けで公告のあった「福井産業技術専門学院　屋上西側防水修繕業務」に係る入札に参加を希望しますので、下記書類を添えて申請します。

記

ア　誓約書（様式４）

イ　福井県競争入札参加資格決定通知書（写）

ウ　福井県内に、主たる営業所があることを証明する書類
（会社概要書、任意様式）

エ　業務実施体制（組織）図および緊急時連絡体制図（任意様式）

オ　平成１７年度以降において、官公署等から塩ビシート絶縁工法による防水施工を含む工事を元請として受注し、履行した実績（共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体の代表者または出資の比率が２０％以上の構成員としての実績に限る。）を有することを証明する書類
（様式５「実績調書」）

＜入札公告様式４＞

誓　約　書

福井県知事　　杉本　達治　　様

令和７年７月１８日付けで入札公告のありました「福井産業技術専門学院屋上西側防水修繕業務」に係る入札において、当社が落札の場合、仕様書等のとおり遂行することをこの書面をもってお誓い致します。

また、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始の申し立てがなされていない者であることをお誓い致します。

令和　　年　　月　　日

所在地または住所
名称または商号
代表者氏名　　印

＜入札公告様式５＞

実績調書

(申請者の商号または名称)

契約相手方	契約の内容	契約期間	契約金額 （税込: 円）
		年　月　日 ～ 年　月　日	
		年　月　日 ～ 年　月　日	
		年　月　日 ～ 年　月　日	
		年　月　日 ～ 年　月　日	

※平成１７年度以降において、官公署等から塩ビシート絶縁工法による防水施工を含む工事を元請として受注し、当該契約に基づく業務を適正かつ確実に履行した実績（共同企業体としての実績の場合は、当該共同企業体の代表者または出資の比率が２０％以上の構成員としての実績に限る。）を１件以上記載すること。
（条件に該当する最新のものから記入。ただし契約期間中のものは除く。）

※実績調書に記載した契約書および仕様書の写しを各１部添付すること。

＜入札公告様式６＞紙入札者用

（電子入札くじ用の数字）

入　札　書

令和　　年　　月　　日

福井県知事　　杉本　達治　　様

所在地または住所
名称または商号
代表者氏名　　印
代理人氏名　　印

入札公告および入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

入札案件名：　福井産業技術専門学院　屋上西側防水修繕業務

金　額　　（税抜）

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

＜入札公告様式７＞紙入札者用

委　任　状

令和　　年　　月　　日

福井県知事　　杉本　達治　　様

所在地または住所
名称または商号
代表者氏名　　印

令和７年８月１日開札の一般競争入札に関して下記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

入札案件名　　福井産業技術専門学院　屋上西側防水修繕業務

代理人住所

代理人職名

代理人氏名　　印

一般競争入札公告共通事項

１　電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、入札公告様式「紙入札承認願」により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。(紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行う者を以下「紙入札者」という。)

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１４６条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格（物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和４２年福井県告示第２７号）により競争入札参加資格者名簿に登載された者に限る。）を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

（２）入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（４）当該入札に併せて行われる事前審査により、当該入札に係る業務を履行する能力を有すると認められる者であること。

（５）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

３　資格の確認に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。紙入札者にあっては入札公告様式「入札参加資格確認申請書（紙入札者用）」）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、当該入札に係る業務に関し契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

（１）入札参加資格確認申請書および必要書類（以下「申請書等」という。）の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

ア　申請書等の情報は、入札公告に記載の提出期間内に、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されなければならない。

イ　申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

ウ　紙入札者は、入札公告に記載の提出期間および提出する場所に持参または郵送により提出することとし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

（２）入札参加資格確認の結果は、申請書等を提出した者に対し、電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者に対しては、書面により通知する。

４　入札公告および仕様書等に関する事項

（１）入札公告および仕様書等（以下「入札公告等」という。）は、原則として福井県物品等電子入札情報サービスシステム（インターネットによる入札・契約に関する情報公開の機能、仕様書を閲覧するシステム）に掲載する。

（２）入札公告等に対する質問は、次に掲げる方法により行うこと。

ア　提出場所は、入札公告に記載の入札に関する事務を担当する機関とする。

イ　契約担当者に対し、入札公告様式「入札公告等に関する質問書」に質問内容を記載し、事前に電話連絡の上、入札公告に記載の提出期間内に、メール、ＦＡＸまたは郵送（以下「メール等」という。）により提出すること。

（３）質問に対する回答は、メール等により速やかに質問者に対して行うものとする。

５　入札書の提出方法

入札書（紙入札者においては入札公告様式「入札書（紙入札者用）」）の提出方法は、３（１）と同様とする。

６　入札保証金に関する事項

（１）見積金額（消費税および地方消費税に係る課税事業者においては当該税額を加算した契約希望金額。免税事業者においては見積もった契約希望金額）の１００分の５以上の入札保証金（千円未満の端数があるときは千円単位に切り上げること。）を、入札公告に記載の期間に会計管理者または出納員に納付すること。 ただし、次の各項目に掲げる契約に係る見積金額にあっては、それぞれ当該各項目に定める額とする。

ア　単価契約（長期継続契約であるものを除く。）
　当該見積金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額

イ　長期継続契約（単価契約であるものを除く。）
　当該見積金額を契約期間の月数で除して得た金額に１２を乗じて得た金額

ウ　単価契約（長期継続契約であるものに限る。）
　当該見積金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額を契約期間の月数で除して得た金額に１２を乗じて得た金額

（２）次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

ア　一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

イ　一般競争入札に参加しようとする者が、競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（３）落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後直ちに還付し、落札者の入札保証金は、契約締結後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

（４）入札保証金の納付に代えて提供できる担保は、次に掲げるとおりとする。

ア　国債、地方債

イ　政府の保証のある債券

ウ　銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振出しまたは支払保証をした小切手

エ　日本銀行が適格担保として認める社債

（５）上記（４）に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格（日本証券業協会が発表する当該入札日前１週間程度における市場価格とする。）の８割に相当する金額とする。

7　入札および開札に関する事項

（1）入札参加者は、入札公告および契約条項を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札公告等に疑義があるときは、４により説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（2）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。ただし、入札公告に別途記載がある場合は、当該内容のとおりとする。

（3）紙入札者の入札書には次に掲げる事項を記載すること。

ア　入札金額（上記（２）の金額）

イ　入札者の所在地（個人の場合は住所）、名称または商号ならびに代表者の氏名（個人の場合は氏名）および代表者の押印（登記印（個人の場合は実印）または使用印。ただし、社印を使用する場合は、代表者の私印も押印すること。）

ウ　電子くじ用の数字（３桁）

（4）上記（３）の入札書は封印の上、封筒に入札案件名、氏名（法人の場合は、その名称または商号）を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

（5）入札参加者は、契約担当者から入札内訳書の提出を求められたときは、次に掲げるところにより、入札内訳書を提出しなければならない。

ア　電子入札システムを使用して送信する方法による場合は、入札書と同時に提出すること。ただし、紙入札者については、持参または郵送により入札書と同時に提出すること。郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

イ　次に掲げる要件を満たすものであること。

（ア）入札参加者が提出する入札書の金額と一致するものであること。

（イ）契約担当者が閲覧に供する仕様書等に記載する方法により見積もったものであること。

（ウ）その他契約担当者が必要と認める事項

（6）入札内訳書は、入札公告に添付された様式を使用すること。

（7）紙入札者は代理人をして入札させるときは、入札公告様式「委任状（紙入札者用）」を提出しなければならない。

（8）入札参加者または代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。

（9）入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換えまたは取消しをすることはできない。

(10) 開札は、紙入札者またはその代理人を立ち会わせて行う。ただし、紙入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(11) 入札回数は、初回と合わせて２回を限度とする。

８　入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）福井県財務規則第１５１条第１項第１号から第９号までのいずれかに該当する入札

（２）申請書等を提出期限までに提出しなかった者がした入札

（３）入札参加資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者がした入札

（４）電子入札においてＩＣカードまたはＩＤパスワードを不正に使用した入札

（５）７の（５）に規定する入札内訳書の提出を行わなかった者がした入札

９　再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。

10　落札者の決定に関する事項

（１）有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

（２）年度開始前の契約準備行為として定めている入札における落札決定の効果は、当該競争入札案件に係る当初予算発効時において生じるものとする。

11　契約書作成の要否および契約条項

（１）契約締結に当たっては、契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）を作成するものとし、落札者は、落札決定日の翌日から起算して７日（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第２号）に定める県の休日を除く。）以内に当該案件の契約を締結しなければならない。

（２）契約条項は、入札公告に記載の契約書（案）のとおりとする。

（３）契約金額は、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により締結する。ただし、単価契約（長期継続契約であるものを含む。）については、入札書に記載された金額により締結する。また長期継続契約（単価契約であるものを除く。）については、入札公告に別途記載がある場合は当該内容により締結する。

（４）長期継続契約については、当該契約締結年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、当該契約を解除する。

（５）年度開始前の契約準備行為における単価契約については、年度開始前に契約の締結を行った場合においても、当該年度の当初予算発効によって給付を受けるものとする。

12　契約保証金に関する事項

（１）契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を、会計管理者または出納員に納付すること。ただし、次の各項目に掲げる契約金額にあっては、それぞれ当該各項目に定める額とする。

ア　単価契約（長期継続契約であるものを除く。）

当該契約金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額

イ　長期継続契約（単価契約であるものを除く。）

当該契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に１２を乗じて得た金額

ウ　単価契約（長期継続契約であるものに限る。）

当該契約金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額を契約期間の月数で除して得た金額に１２を乗じて得た金額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額

（２）次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

ア　契約者が、保険会社との間に福井県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

イ　過去２年間に官公署等と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13　その他

（１）一般競争入札公告共通事項と入札公告が一致しない場合は、入札公告を優先する。

（２）入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨については、日本語および日本国通貨とする。

（３）入札において最低制限価格は設定しない。

（４）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア　受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。なお、この届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

イ　アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

（５）入札心得（物品等電子入札用）、福井県物品等電子入札運用基準、福井県物品等電子入札運用要領等を熟読の上、入札に参加すること。

契　約　書（案）

1　契約業務名　　福井産業技術専門学院　屋上西側防水修繕業務

2　契約金額　　金　　円
（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額　金　　円）

3　履行期間　　契約締結日　～　令和８年３月３１日

4　履行場所　　福井県立福井産業技術専門学院

5　契約保証金　　金　　円

※契約保証金は、契約金額（年額）の１００分の１０以上
※保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載
※福井県財務規則第１７２条第３号の規定に該当する場合は、「免除」と記載

福井県（以下「甲」という。）と、○○○○（以下「乙」という。）とは、別紙の条項により業務契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和７年　月　日

甲　　福井市大手３丁目１７番１号

福井県知事　　杉本　達治

乙

別　紙

契　約　条　項

（契約の要項）
第１条　この契約の要項は、頭書のとおりとする。

（契約業務の実施方法）
第２条　乙は、別添「福井産業技術専門学院　屋上西側防水修繕業務　仕様書」（以下「仕様書」という。）および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

（調査等）
第３条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し契約業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第４条　乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）
第５条　乙は、契約業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、その一部について、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（実績報告および検査）
第６条　乙は、契約業務が終了したときは、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲が命じた職員の検査を受けなければならない。
２　甲は契約業務が仕様書等に示すものに適合していないと認めるときは、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

（契約金の支払）
第７条　乙は、前条に規定する検査に合格した後、契約金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。
２　甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに契約金を支払わない場合は、乙は、甲に対して未受領金につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（契約業務の内容の変更）
第８条　甲は、この契約締結後の事情により、契約業務の内容の全部または一部を変更することができる。この場合において、契約金または契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（履行遅延）
第９条　甲は、乙がその責めに帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和３９年規則第１１号）第１８０条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（契約の解除）
第 10 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
（２）この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
（３）誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
（４）契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
（５）契約の解除を申し出たとき。
（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（違約金等）
第 11 条　前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として契約期間全期間分の委託料の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲はその超過額を請求することができる。
２　前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。
※　契約保証金を免除する場合は、第２項は不要。

（損害賠償）
第 12 条　乙は、契約業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。
２　乙は、契約業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

（作業員の管理）
第 13 条　乙は、作業員の服務、規律維持等に関して、一切の責めを負うものとし、また、作業員の労働災害時における労災保険については、乙の保険を適用するものとする。

（著作権等権利の処理）
第 14 条　乙は、契約業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。
２　乙は、契約業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。
３　乙が、前２項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

（秘密の保持）
第 15 条　乙は、契約業務の実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。
２　前項の守秘義務については、契約業務終了後および契約解除後においても同様とする。

（グリーン購入）
第 16 条　乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成１３年４月２７日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（臨機の措置）
第 17 条　乙は、防火、防災上必要と認めるときは、甲に連絡するとともに臨機の措置をとらなければならない。
２　前項の場合において、乙はそのとった措置を速やかに甲に報告しなければならない。

3　甲は、業務の実施にあたり、緊急必要と認められるときは、乙に対し臨機の措置を求めることができる。

4　乙が第１項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲乙協議して甲の負担額を定める。

（疑義等の決定）

第 18 条　この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争等の解決）

第 19 条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の管轄裁判所とする。

以　下　余　白

仕 様 書

業務名「福井産業技術専門学院屋上西側防水修繕業務」

１．業務概要

福井産業技術専門学院の４階西側にはＣＡＤ実習室があり、令和６年度にネットワークシステム（パソコン１１台、基幹スイッチ２台等）が整備されたが、その上部にあたる屋上西側が経年劣化により雨水の浸水の恐れがあるため、当該部分の防水加工修繕を実施する。

２．履行場所

福井県福井市林藤島町２０－１－３
福井産業技術専門学院
（詳細は別添「福井産業技術専門学院平面図・断面図」参照）

３．履行期限

令和８年３月３１日（火）
※作業日程については、発注者に確認すること。

４．業務内容

ペントハウス（階段室・エレベーター機械室）エリア				
No.	名称	摘要	数量	単位
1	高圧洗浄		42.7	㎡
2	既存伸縮目地不良箇所撤去処分		1	式
3	既存笠木脱着		24.1	m
4	既存ドレンストレーナー撤去処分		1	箇所
5	塩ビシート絶縁工法　厚み 1.5mm	平面部	27.1	㎡
6	塩ビシート絶縁工法　厚み 1.5mm	立上り部	15.6	㎡
7	塩ビ鋼鈑　　入隅用		24.1	m
8	塩ビ鋼鈑　　端末用		24.1	m
9	塩ビ製改修用ドレン	ドレンキャップ共	1	箇所

屋上エリア				
No.	名称	摘要	数量	単位
１０	高圧洗浄		859.8	㎡
１１	既存伸縮目地不良箇所撤去処分		1	式
１２	既存水切り撤去処分	既存シーリング共	152.8	m
１３	既存ドレンストレーナー撤去処分		7	箇所
１４	既存配管基礎撤去処分	給水管基礎配管（大）	26	ヶ
１５	既存配管基礎脱着養生共	給水管基礎配管（小）	101	ヶ
１６	既存導波管基礎脱着養生共	保護パネル一部脱着共	20	ヶ
１７	塩ビシート絶縁工法　厚み 1.5mm	平面部	776.9	㎡
１８	塩ビシート絶縁工法　厚み 1.5mm	立上り部	82.9	㎡
１９	塩ビ鋼鈑　　入隅用		285.3	m
２０	塩ビ鋼鈑　　端末用		152.8	m
２１	塩ビ製改修用ドレン	ドレンキャップ共	7	箇所
２２	アルミ水切り取付		152.8	m
２３	同上コーナー取付		16	箇所
２４	同上シーリング塗布		152.8	m
２５	基礎天端及びハト小屋天端ウレタン防水		25.7	㎡
２６	既存配管基礎復旧	給水管基礎配管（大）	26	ヶ
２７	ルーバー基礎根元シーリング		13	ヶ
２８	荷揚げ		1	式
２９	昇降用足場		1	式

※詳細は別添「設計書」のとおり。

※設置箇所については、別紙「福井産業技術専門学院平面図・断面図」または現場を確認すること。

５．　その他

・修繕にあたり、発注者と打ち合わせを行い、現地現況を十分調査したうえで工程表を作成し、発注者の承諾を得てから作業にかかること。

・現場での施工作業について、発注者と打ち合わせの上、施工を行うこと。

・修繕にかかる車両の出入りおよび資材の搬入・搬出の際には歩行者等に充分注意すること。
・仕様書に記載なき事項においても、施工上必要な事項が発生した場合は、発注者と協議し、その指示に従い施工すること。
・諸官庁への必要な申請手続き等は受託者の負担において速やかに行うこと。
・取り壊し発生材等は、環境およびエコ（リサイクル）対策に留意し、受託者の責任に応じて適切な処分・処理を行うこと。
・その他本仕様書に定めない事項および事業実施にあたって疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。

６．その他
・現場を確認する場合は、事前に下記担当職員へ連絡をして承認を得てから行うこと。
・発生した廃材等は、関係法令に照らして適切に処理すること。

【この仕様書に関する問合せ先】
福井産業技術専門学院
担当職員：森川、島田
ＴＥＬ：０７７６－５２－２１２０

福井産業技術専門学院　屋上西側防水修繕業務　設計書

	名　称	摘　要	数 量(単位)	単　価	金　額	備　考
ペントハウス(階段室・エレベーター機械室)エリア						
1	高圧洗浄		42.7 ㎡			
2	既存伸縮目地不良箇所撤去処分		1 式			
3	既存笠木脱着		24.1 m			
4	既存ドレンストレーナー撤去処分		1 箇所			
5	塩ビシート絶縁工法　厚み1.5mm	平面部	27.1 ㎡			
6	塩ビシート絶縁工法　厚み1.5mm	立上り部	15.6 ㎡			
7	塩ビ鋼鈑　入隅用		24.1 m			
8	塩ビ鋼鈑　端末用		24.1 m			
9	塩ビ製改修用ドレン	ドレンキャップ共	1 箇所			
屋上エリア						
10	高圧洗浄		859.8 ㎡			
11	既存伸縮目地不良箇所撤去処分		1 式			
12	既存水切り撤去処分	既存シーリング共	152.8 m			
13	既存ドレンストレーナー撤去処分		7 箇所			
14	既存配管基礎撤去処分	給水管基礎配管(大)	26 ヶ			
15	既存配管基礎脱着養生共	給水管基礎配管(小)	101 ヶ			
16	既存導波管基礎脱着養生共	保護パネル一部脱着共	20 ヶ			
17	塩ビシート絶縁工法　厚み1.5mm	平面部	776.9 ㎡			
18	塩ビシート絶縁工法　厚み1.5mm	立上り部	82.9 ㎡			
19	塩ビ鋼鈑　入隅用		285.3 m			
20	塩ビ鋼鈑　端末用		152.8 m			
21	塩ビ製改修用ドレン	ドレンキャップ共	7 箇所			
22	アルミ水切り取付		152.8 m			
23	同上コーナー取付		16 箇所			

	名　称	摘　要	数 量(単位)	単　価	金　額	備　考
24	同上シーリング塗布		152.8 m			
25	基礎天端及びハト小屋天端ウレタン防水		25.7 ㎡			
26	既存配管基礎復旧	給水管基礎配管(大)	26 ヶ			
27	ルーバー基礎根元シーリング		13 ヶ			
28	荷揚げ費		1 式			
29	昇降用足場		1 式			
30	諸経費(一般管理費、現場管理費)		1 式			
	小　計					
	消 費 税					
	合　計					

別添4　建物配置図

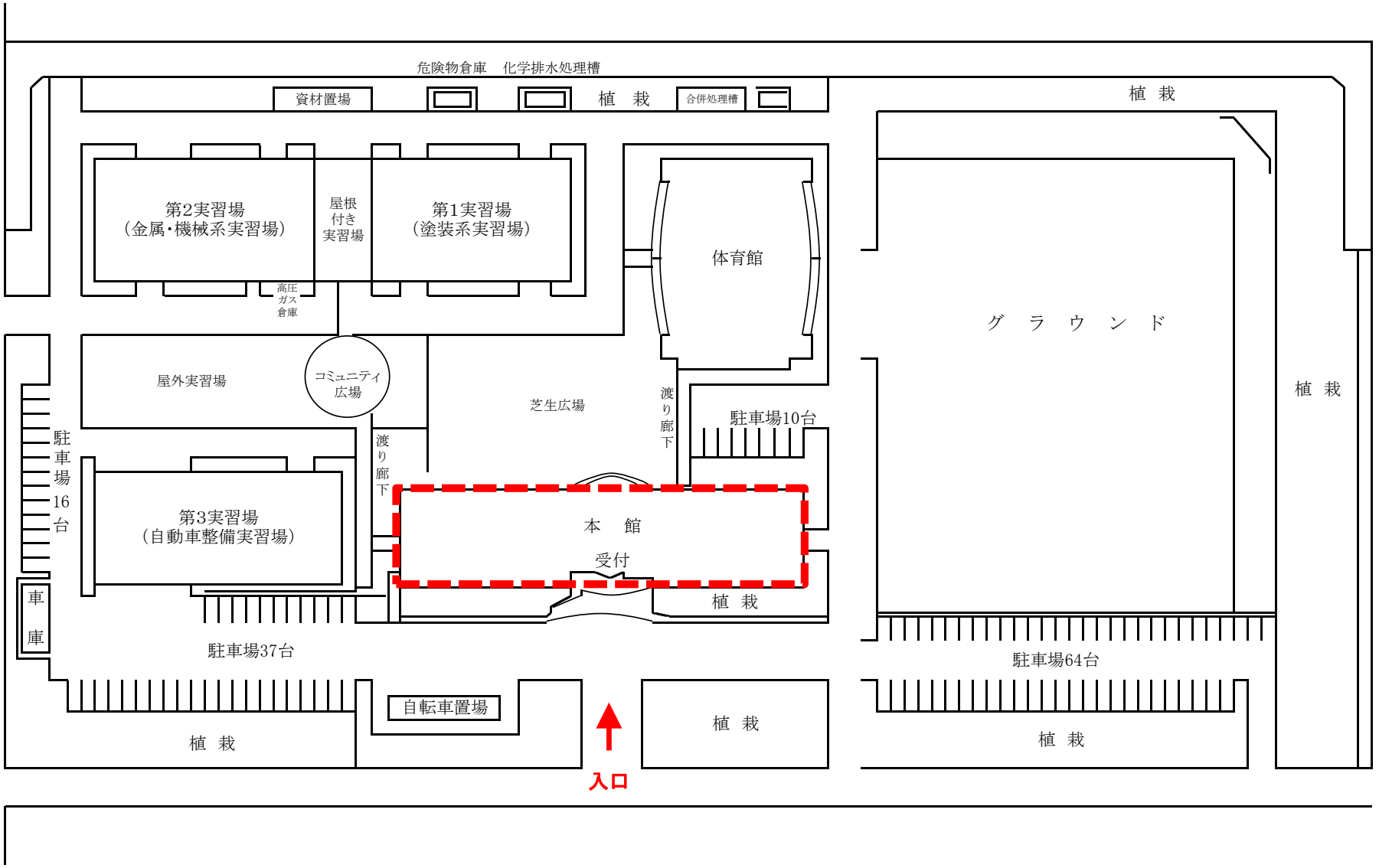
危険物倉庫　化学排水処理槽
資材置場
植　栽
合併処理槽
植　栽
第2実習場
（金属・機械系実習場）
屋根
付き
実習場
第1実習場
（塗装系実習場）
体育館
高圧
ガス
倉庫
グ　ラ　ウ　ン　ド
屋外実習場
コミュニティ
広場
芝生広場
渡り廊下
駐車場10台
植　栽
駐車場16台
渡り廊下
第3実習場
（自動車整備実習場）
本　館
受付
車庫
植　栽
駐車場37台
駐車場64台
自転車置場
植　栽
植　栽
植　栽
入口

別添5　建物工事仕様書

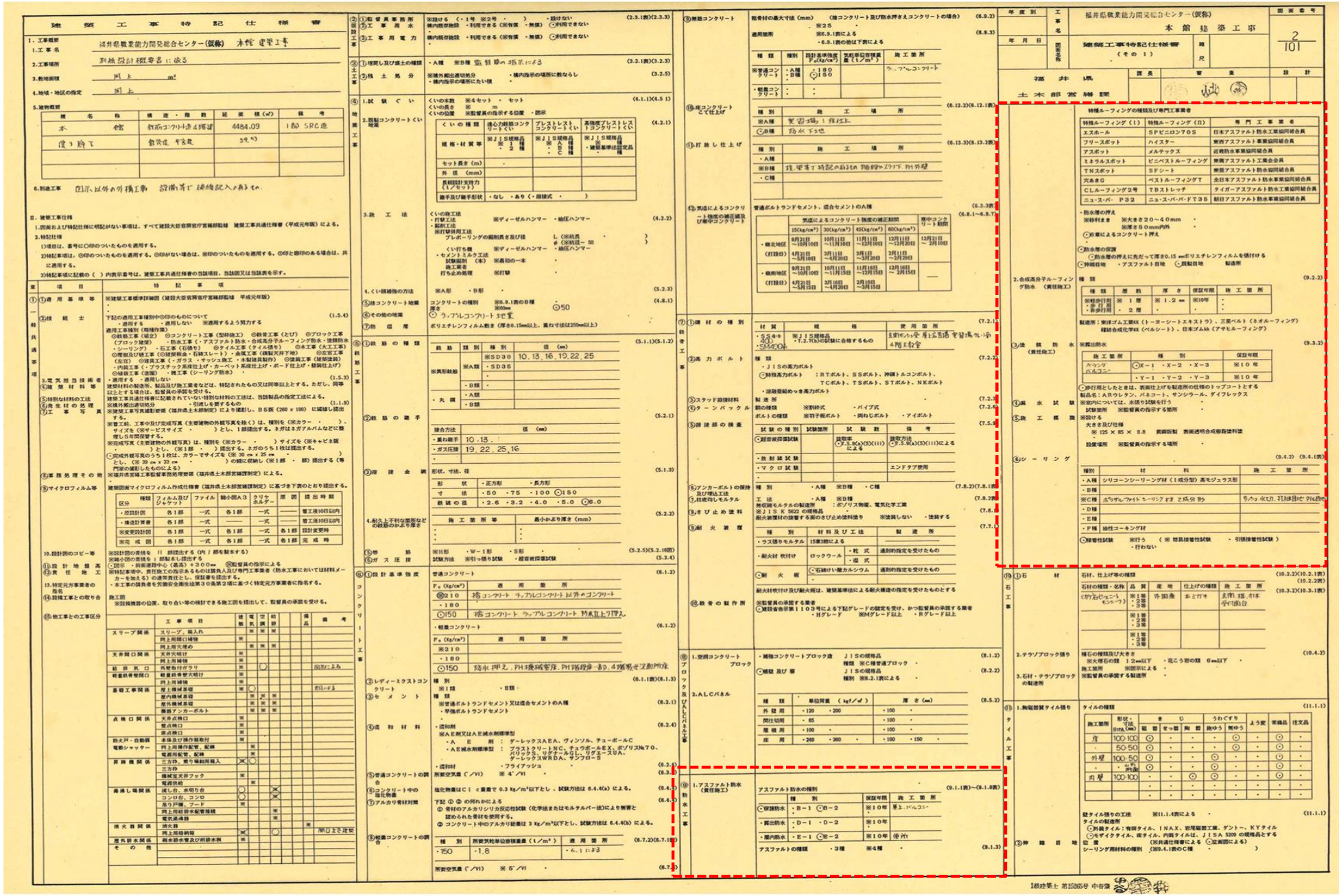

別添6　建物平面図（屋上全体）

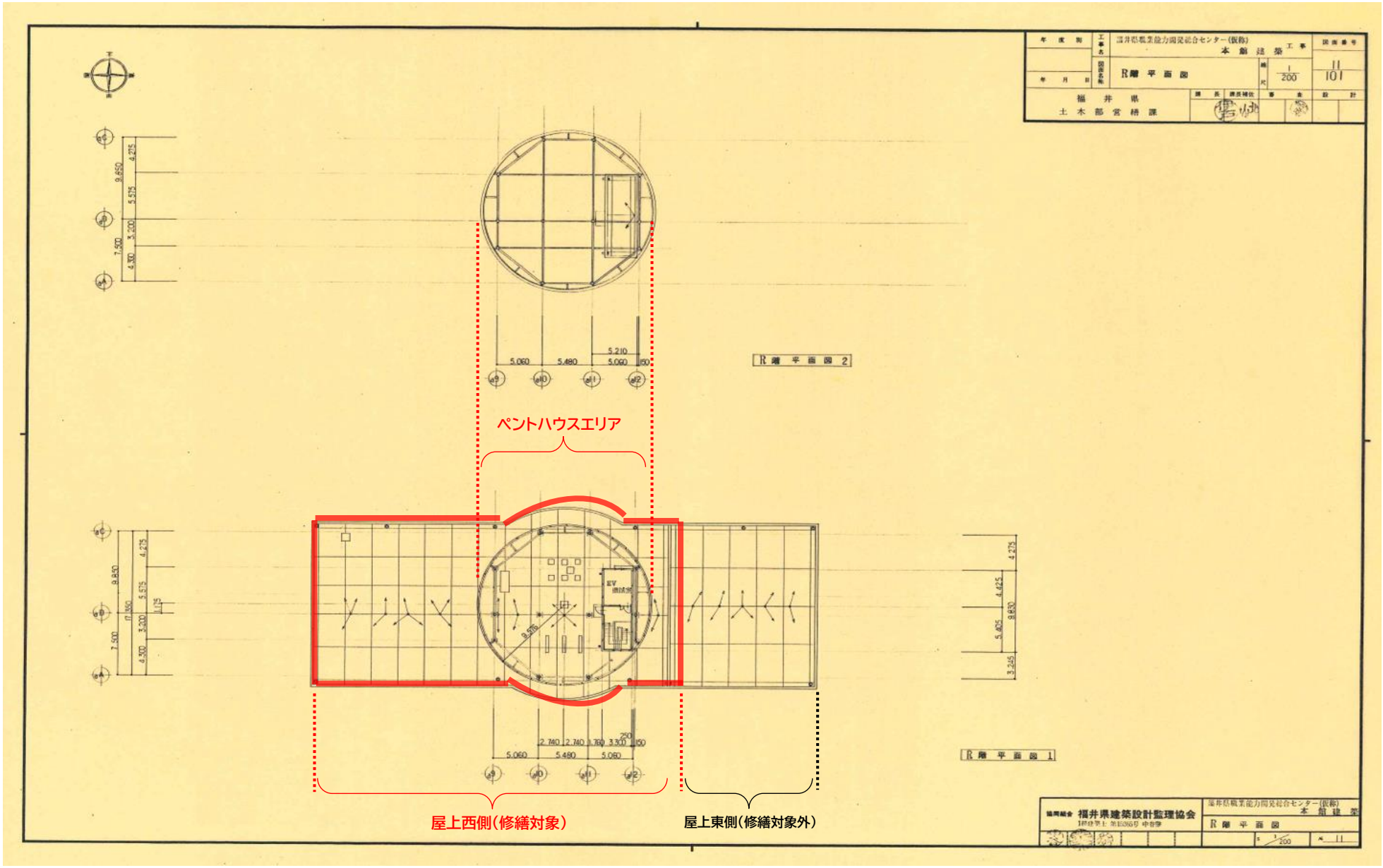

別添7　建物断面図

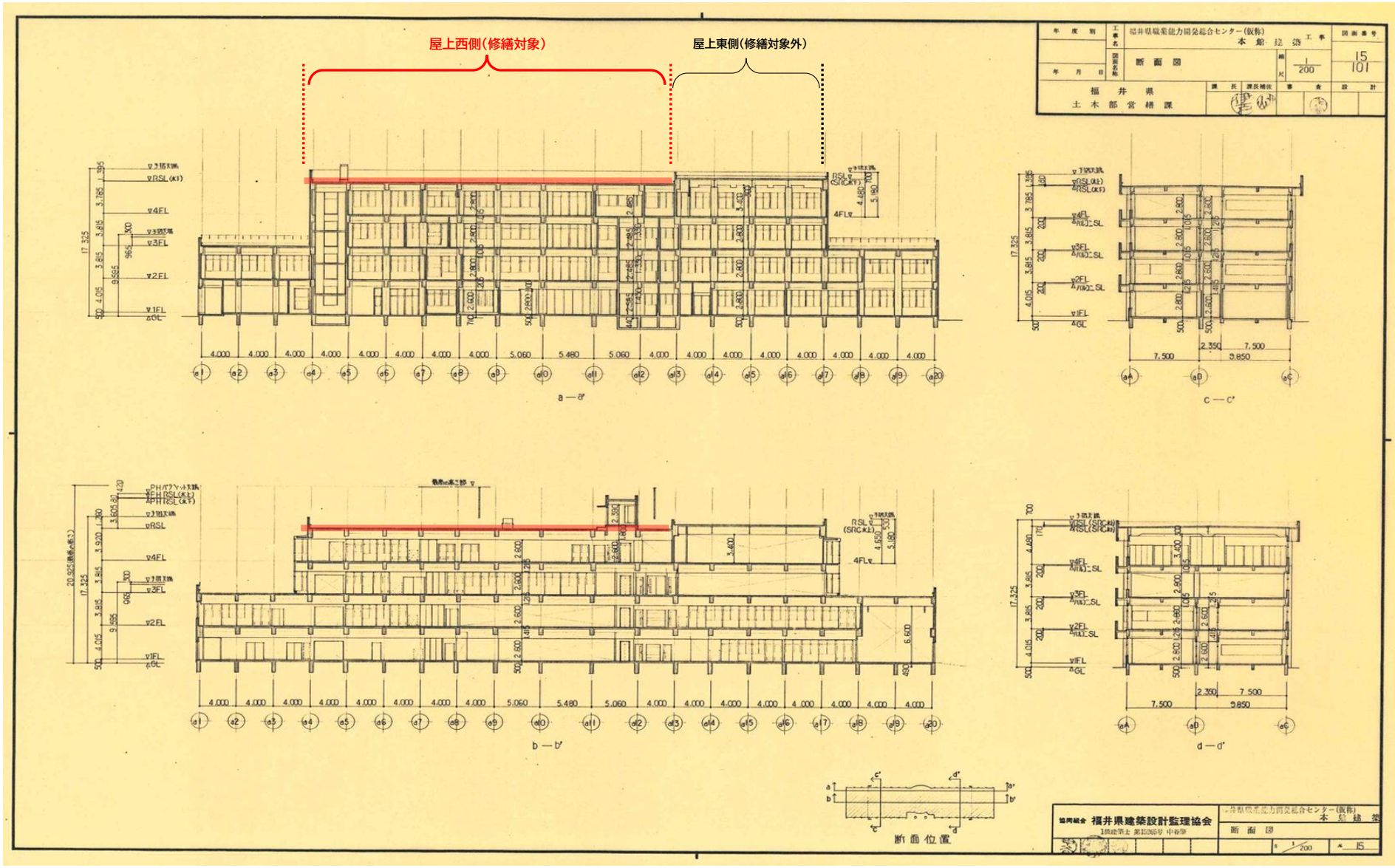
屋上西側(修繕対象)
屋上東側(修繕対象外)
福井県
土木部営繕課
a — a'
b — b'
c — c'
d — d'
断面位置
協同組合 福井県建築設計監理協会

屋上西側防水修繕業務　現地画像　　【　屋上西側エリア　】　　別添8

【　屋上西側と東側の境界エリア　】

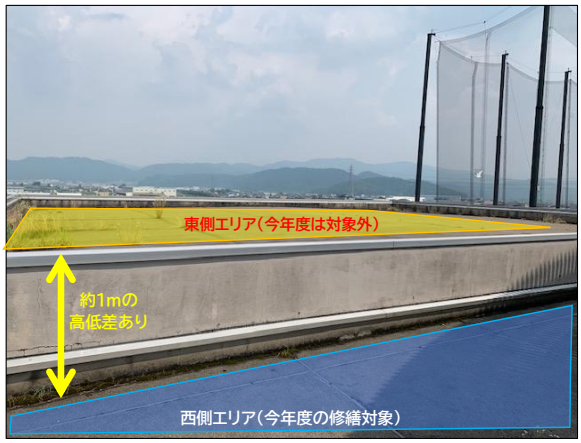

屋上西側防水修繕業務　現地画像　　【　ペントハウス（階段室・EV機械室）エリア　】　　別添8